

1. 目的

当連盟の連盟役員等、加盟団体における責任者、指導者および保護者等は重大な事故防止に向けた安全対策をとり、安心・安全な大会、審査会、講習会および稽古会を行なうよう努める。

そのため上記関係者は、事故防止管理マニュアルを遵守し、「重大事故を防止するための具体的な対策」を常に理解し、実践するように心掛け、努める必要がある。

万一、剣道稽古中あるいは試合・審査・講習会中等に事故等が発生した場合、主催者、責任者および指導者等は、傷害の被害者等に向き合い、真摯な対応を行いかつ応急対策等を行い、被害の軽減に努めなければならない。

なお、事前・事後対応の後、足立区体育協会、足立区または東京都剣道連盟より規定化された事故状況に依っては、その内容を報告する必要がある。

2. 重大事故を防止するための具体的な対策

(1) 竹刀による事故防止

竹刀の「ささくれ」や「割れ」など竹部の破損、付属品（先革・中結い）の破損などが重大事故を引き起こす要因となる。

このため、練習の開始前、練習中や休息中、練習後に点検することを生徒に習慣付けるとともに、指導者が実際に竹刀に触れて確認するなど竹刀の破損をいち早く発見することにより、竹刀事故を未然に防がなければならない。また、重量不足など規格外の竹刀を使わない指導を徹底することも大切である。

(2) 熱中症防止 『熱中症予防のためのWBGT（暑さ指数）を意識する』

剣道は気候や季節に関係なく、剣道着や防具を着用する。暑い季節には、剣道着や防具の中に熱がこもることとなる。

道場の温度と風通しには十分に注意し、稽古の前に、コップ1～2杯の水分を摂取させる。

急に暑くなったときは、稽古量を少なめから徐々に増やすようにする。

また、稽古は長時間続けず、面をはずして定期的な休憩を取らせる。稽古の合間には十分量の水分（1回に200ml前後を2～3回）を補給させる。

(3) 練習場所（体育館）の安全確認

床板が割れたり反り上がったりしていないか確認する。金具の蓋などがある場合は、足の指などが入り込まないようにテープなどを貼る。窓ガラスや鏡などの保護をする。

◎各団体の責任者は、各種大会、審査会、講習会及び稽古時に下記の点を保護者等に注意を促すこと。

★竹刀の点検および選手の健康管理は保護者の責任でお願いします。

【お互いのお子様たちが「怪我をしない」、「怪我をさせない」の意識徹底を】

- ・竹刀にささくれがないか
- ・竹刀が割れていないか
- ・弦は緩んでいないか
- ・先革が破れていないか
- ・中結が緩んでいないか等

剣道を行う前後に必ず確認、点検を行うこと！！

(4)想定される事故例と予防策

(1) 主として施設・設備・用具が要因となって起こる事故

想定される事故や けがの原因 (事例)	傷害例 (重症以上・継承)	予 防 策
<p>剣道場、体育館等の床面の不具合や点検不備が原因で起こる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・爪の剥離 ・足の指裂傷等 ・刺傷 	<p>①毎回練習前に、必ず施設の安全点検を行い、不具合があれば安全な状態にしてから練習を開始する。</p> <p>②特に体育館では各種支柱の蓋や器具の取り付け穴等をビニールテープやラインテープ等でふさぐ。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>ポールの取り付け穴等は必ず、蓋が持ち上がらないようビニールテープで留める。</p> </div> <p>③床面の傷やささくれや隆起等もビニールテープやラインテープ等でふさぎ、一時的に処置をするとともに、速やかに補修する。</p>
<p>剣道場、体育館等が低温(零下)になる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・足の指のひび割れ ・表皮剥離 ・踵の打撲、肉離れ等 	<p>①特に寒さが厳しい場合には、練習前に室内の保温を可能な方法で行う。</p> <p>②十分な準備運動を行い、体を温めてから主運動の練習に入ること。</p> <p>③足袋やテーピング、サポーター等で部分的に覆い、床面等との直接接触を防ぐ。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>寒い真冬に幼児等は、いきなり素足等にさせず、靴下等を履くのを認め、温まってから等融通を利かせるのも一考では。</p> </div>
<p>竹刀の破損・不備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・眼球損傷 ・刺傷 	<p>①<u>練習前に必ず竹刀の点検を行う。</u> 特に先革、弦、中結、ささくれ等</p> <p>②面金の物見部分に変形し幅が広がっているようなものは絶対に使用しない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※目にささくれが入ったような場合は、手でこすらないよう注意させ、ひどいようであればすぐ眼科へ受診させる。</p> </div>
<p>体育館等での他競技との共通理解不足</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不意の転倒による打撲、捻挫、骨折等 	<p>①他競技とのエリア区分を十分にしておくこと。</p> <p>②特にボール競技と一緒に活動する施設では剣道のエリアにボールが入らないように防球ネットを設置すること。</p>

(2) 主として活動内容が要因となって起こる事故

想定される事故やけがの原因 (事例)	傷害例 (重症以上・継承)	予 防 策
<p>突きを受けたときに起こる。</p> <p>「<u>向い突き</u>」は非常に危険で、一般の稽古等では禁止が望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・後頭部打撲 ・頸椎損傷 ・脊髄損傷 ・脳しんとう 	<ul style="list-style-type: none"> ①剣道具、防具を正しく着装する。 ②面の突き垂を点検し破損があれば使用しない。 ③面の着装は、面紐が後頭部にしっかりかかって結ばれていること。(浅い結びは厳禁) <p>面の浅い結び着装は日頃から注意し習慣化させない。試合時、面が脱げた後打突等により大怪我となりうる、非常に危険である。危険性を十分理解させる。</p>
<p>アキレス腱の使い過ぎによる疲労の蓄積また、普段あまり練習を積んでいない者が急激に練習を始めた場合に起こる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アキレス腱炎 ・アキレス腱断裂 	<ul style="list-style-type: none"> ①練習前後に下腿三頭筋アキレス腱の十分なストレッチを行う。 ②痛みがある場合には、冷却する。 ③痛みがひかない場合には練習を休み休息をとること。 ④引き技からの瞬時に前に出る技の練習に注意する。
<p>打突の踏み込み時に起こる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・足底筋膜炎 	<ul style="list-style-type: none"> ①練習前後のストレッチと練習後の冷却を行う。 ②痛めた場合には、テーピングで補強するなど痛みを緩和するための処置を行い、痛みがひどい場合には、練習を休み患部に負担をかけないようにする。
<p>防具のない身体部位を打突されたり、過度の練習で筋肉に負担がかかったときに起こる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・肘頭骨端炎 ・尺骨疲労骨折 	<ul style="list-style-type: none"> ①体格に合った防具を使用する。剣道着の袖の長さを適切にする。 ②肘サポーターを使用するなど、打たれることによる傷害の予防をする。 ③小手は、前腕の2分の1以上を保護するもの ④面ぶとんは、肩関節を保護する長さがあるもの ⑤剣道着の袖は、肘関節を保護する長さが必要。(③～⑤剣道試合・審判細則による)
<p>構えや打突等の応変な動き(右手、右足前)のために起こりやすい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・腰痛 	<ul style="list-style-type: none"> ①練習前後のストレッチと練習後の冷却を行う。 ②特に腹筋、腰筋、腸腰筋といった腰椎と、大腿骨上部を結ぶ筋肉、ハムストリングス、下腿三頭筋のストレッチが効果的である。 ③また、左手左足の逆動作による練習を取り入れることも有効である。
<p>剣道具の保管状態によって起こる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・湿疹 ・かぶれ ・異臭 	<ul style="list-style-type: none"> ①剣道具は、風通しの良い場所に保管し、汗等で湿っている場合には、日陰に干しておく。 ②同時に、殺菌・除菌スプレー等を使用するのも効果的である。 ③保管場所はもちろん、施設内の清掃を定期的に行い、衛生面にも常に気を配る。

(3) 主として環境条件等が要因となって起こる事故

想定される事故やけがの原因 (事例)	傷害例 (重症以上・継承)	予 防 策
<p>剣道場、体育館等が高温・多湿の状態になる。</p> <p>(指導者が陥りやすい点)</p> <p>1. 指導に熱が入りすぎて、水分補給・休憩等を失念してしまう。</p> <p>2. 児童の激しい運動量、疲労度を把握せず、過度の運動の継続に陥る。</p> <p>3. 児童の平熱は高い(小1年生の半分、小4年生の3割は37.0℃を超えている)ことを理解する。</p> <p>4. 根性指導、頑張り指導に陥る。</p> <p>5. 暑さ指数を理解していない。運動者と指導者の体感の相違を理解していない。</p>	<p>・熱中症</p> <p>・貧血</p> <p>・過呼吸</p>	<p>①気温の高い日は、練習前から十分に風通しの良い状態を保つこと。 WBGT(湿球黒球温度計)を計れる計測器を常備しておく。</p> <p>②WBGT21℃で熱中症事故が発生する可能性が高まるため積極的な水分補給を行うようする。</p> <p>③水分と塩分(スポーツドリンクや経口補水液)を常備し、発生した場合には速やかに補給できるようにしておく。 また、熱けいれんの場合は生理食塩水(0.9%)などの濃い目の食塩水を補給する。</p> <p>④熱中症が発生した場合には、119番通報とともに、<u>迅速に体温を下げるため濡れタオルを当てて扇いだり、氷やアイスパックで頸部、腋の下、足の付け根等大きな血管箇所を冷やす。</u></p> <p>※熱中症予防のためのWBGT (暑さ指数) での運動に関する指針を充分理解する。</p>
<p>屋外にテント等を張り控室等として使用している場合の自然災害</p>	<p>・突風、雷、豪雨による事故</p>	<p>①常時、気象庁、気象台からの情報を収集し、災害対策に万全を期すこと。</p> <p>②発令時の対応や様々な場面での避難方法について確認し、事前に参加者等に周知しておく。</p> <p>③また情報収集の手段や、関係者および保護者等との連絡方法について準備しておくこと。</p>

(※) 熱中症予防のためのWBGT (暑さ指数) での運動に関する指針

WBGT (℃)	乾球温度 (℃)	運動は原則中止	WBGT 31℃以上では、皮膚温度より気温の方が高くなり、体からの熱を逃すことができない。特別の場合以外は運動を原則中止する。特に子どもの場合には運動を中止すべき。
31以上	35以上	運動は原則中止	
28以上	31以上	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険が高いため、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人(※2)は運動を軽減または中止する。
25以上	28以上	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
21以上	24以上	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

3. 足立区体育協会への事故状況の報告

剣道重大事故報告（全日本剣道連盟、東京都剣道連盟：23・24 ページ参照）

連盟の担当者は、事件・事故等が発生後直ちに第一報として足立区体育協会ホームページの専用フォーマットで足立区体育協会事務局（以下、事務局という）に事件等の概要や傷病の状況を連絡する。

事件・事故等の進捗状況、詳細は第二報以降で、足立区体育協会ホームページの専用フォーマットで事務局に逐次連絡する。

対象イベント	①足立区区民大会 ②都民体育大会足立区予選会 ③墨東五区大会（当番区） ④ジュニアスポーツ大会	
提出条件	内 容	備 考
ア	原則として、 <u>110番通報を伴う事件や119番で救急搬送される事故等</u> が発生した場合とする。	なお、救急搬送には、タクシー・自家用車等の救急車以外の手段で、救急病院へ搬送する場合も含む。
イ	その他の重大な事件・事故等及び緊急事態が発生した場合についても、事務局への連絡、事件等報告書・事故等報告書の提出を行うこととする。	
ウ	事故等のうち、打撲・捻挫・すり傷等の比較的軽微な怪我の場合、事務局への連絡事故等報告書の提出は不要とする。	救急搬送され病院にて左記のとおり診断されても上記アの取扱いを行うこと。
エ	事件等報告書及び事故等報告書は、加盟団体の会長・理事長名で事務局へ提出する。	
<p>◎連盟の担当者は、事件・事故発生後直ちに第一報として足立区体育協会ホームページの専用フォーマットで事件等の概要や傷病の状況を報告する。</p> <p>1. 事件等報告書【別紙3】又は2. 事故報告書【別紙4】を作成し、足立区体育協会事務局は報告する。</p>		

4. 足立区剣道連盟への事故状況の報告

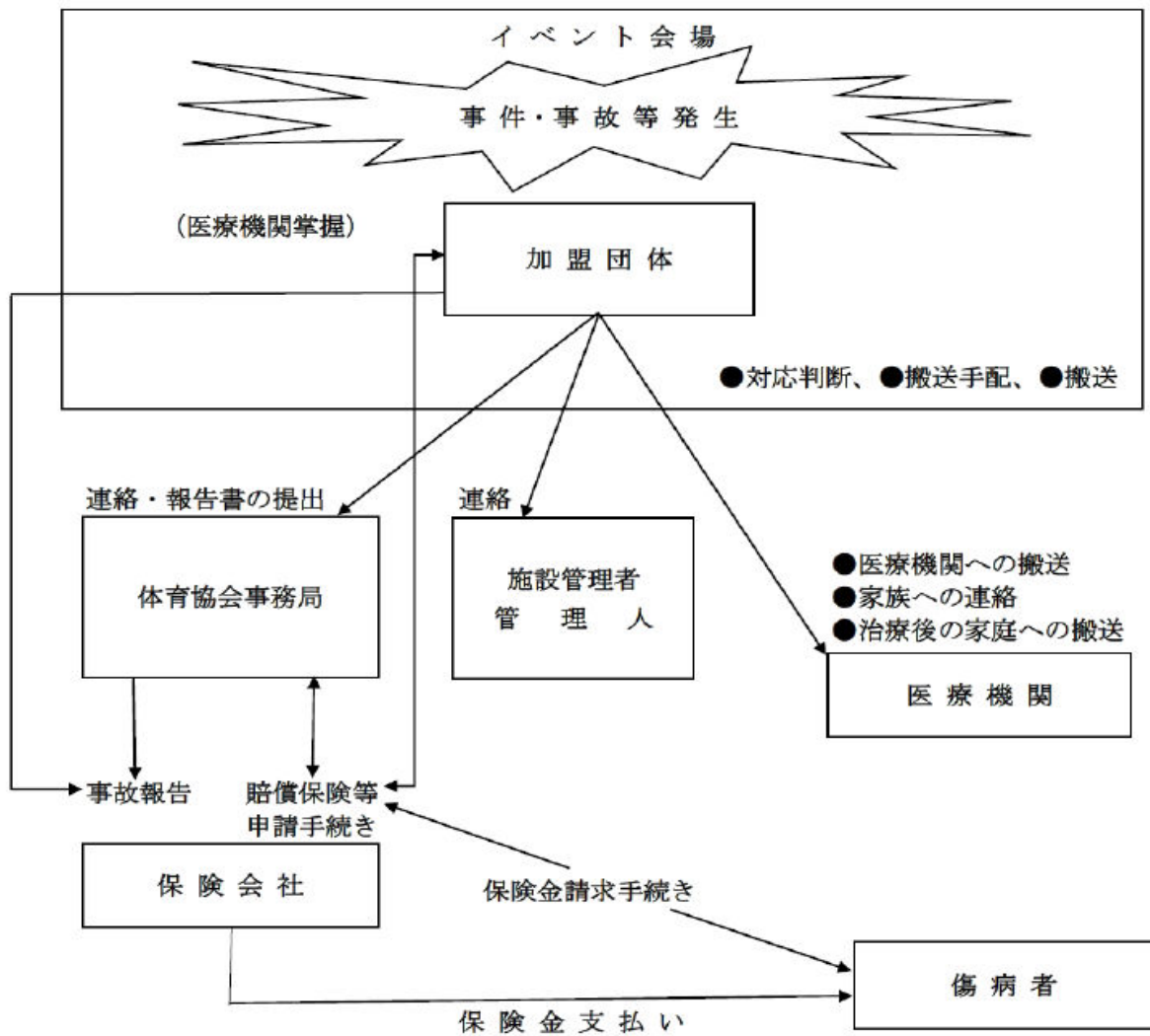
加盟団体において稽古等で、下記（ア・イ）のような事件・事故等が発生した場合、1. 事件等報告書【別紙3】又は2. 事故報告書【別紙4】を作成し、足立区剣道連盟事務局長宛に報告する。事件・事故等の進捗状況、詳細は第二報以降で事務局長宛に逐次連絡する。

提出条件	内 容	備 考
ア	原則として、 <u>110番通報を伴う事件や119番で救急搬送される事故等</u> が発生した場合とする。	なお、救急搬送には、タクシー・自家用車等の救急車以外の手段で、救急病院へ搬送する場合も含む。
イ	その他の重大な事件・事故等及び緊急事態が発生した場合についても、足立区剣道連盟事務局長宛への連絡、事件等報告書・事故等報告書の提出を行うこととする。	

◎当連盟の対応判断・応急手当・搬送手配等について【傷病について】

対応内容	担当者	対応内容	備考
対応の判断 応急手当	医療等担当者 (医師・柔道整復師・看護師)	状況を把握し、救急搬送が必要な場合は、連盟担当者へ 119 番通報等指示する。	対応の判断 ①応急手当のみ ②応急手当 & 病院搬送の判断
医療機関等への通報、搬送手配	※1 業務委員長が対応する。 ※1 業務委員長不在の場合は、副理事長が対応する。	上記指示を受け、 ①施設管理者への連絡を行う。 ②医療機関 119 番通報搬送等連絡 ②家族への連絡	搬送方法(119 番搬送・タクシー・自家用車搬送)
事故等報告書の記入		大会本部等に備付けの <u>6 ページの「応急システム関連図」の記録を行う。</u>	4 の救急病院搬送先等は、付添者に確認する。
会長、理事長への伝達		会長、理事長へ事故状況を伝達し、救急措置が必要の旨伝える。	①付添者の「必要」および「有・無」確認 ②必要で「無」の場合は連盟役員が同乗する。 ③付添者有りの時、氏名・電話番号確認(状況把握対応)
足立区体協事務局への一報	業務委員長より報告を受け次第、理事長が一報する。	事件・事故等が発生後直ちに第一報として事務局の専用フォーマットで報告する。	事件・事故等が発生後直ちに一報する。
足立区体協事務局への報告書の提出 (事故等報告書の提出)	理事長が報告する。	連盟として誠意ある対応を心がける。 救急搬送先病院、治療状況、結果等を付添者より確認し報告する。	搬送先、搬送後の処置等を確認し作成する。
事後対応 ①回復状況の確認 ②傷害保険等申請手続	①理事長より傷病者等への確認を行う。 ②事務局長は、保険会社に連絡し、傷病者より請求手続を行うよう依頼する。	・入院・退院状況等の確認 必要な場合見舞い等を行う。 ・傷害保険付加の場合の請求案内等を行う。	見舞い等は会長、理事長または役員が行う。
<p>傷害保険の付加基準</p> <p>①対象者：選手・受審者・受講者</p> <p>②付加する行事：連盟主催大会、審査会、指導者研修会、講習会(有料の場合のみ)は付加する。 『合同稽古会、稽古会、無料の講習会、連盟より派遣の各種大会、各大会の役員・審判員・係員および講習会・研修会時の児童選手等は付加しない。』</p>			

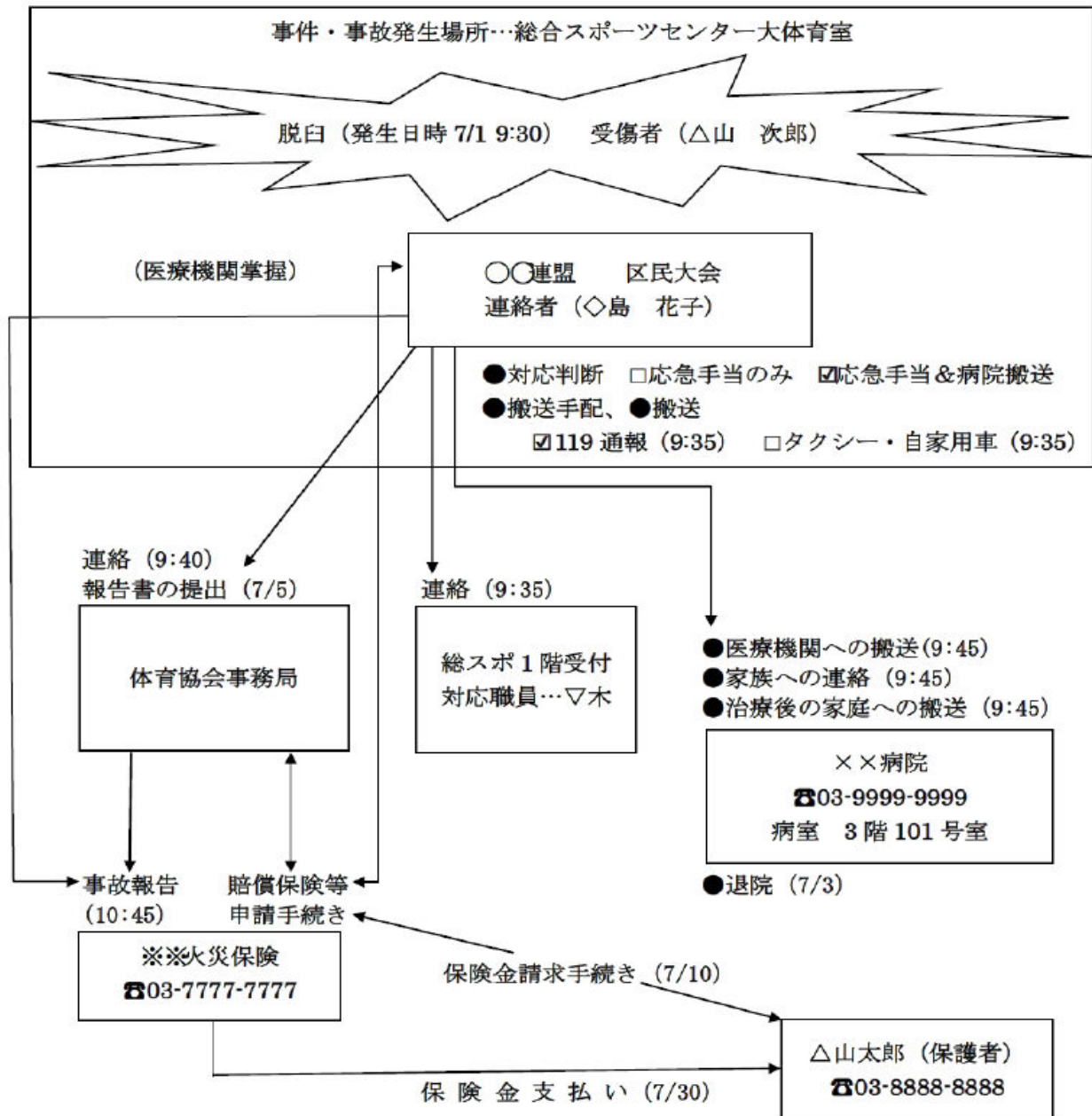
応急システム関連図



☆ 事故報告、賠償保険等申請手続き

- ・ スポーツカーニバル、リバーサイドウォーキング…事務局が対応
- ・ その他のイベント…加盟団体が対応

応急システム関連図（活用例）



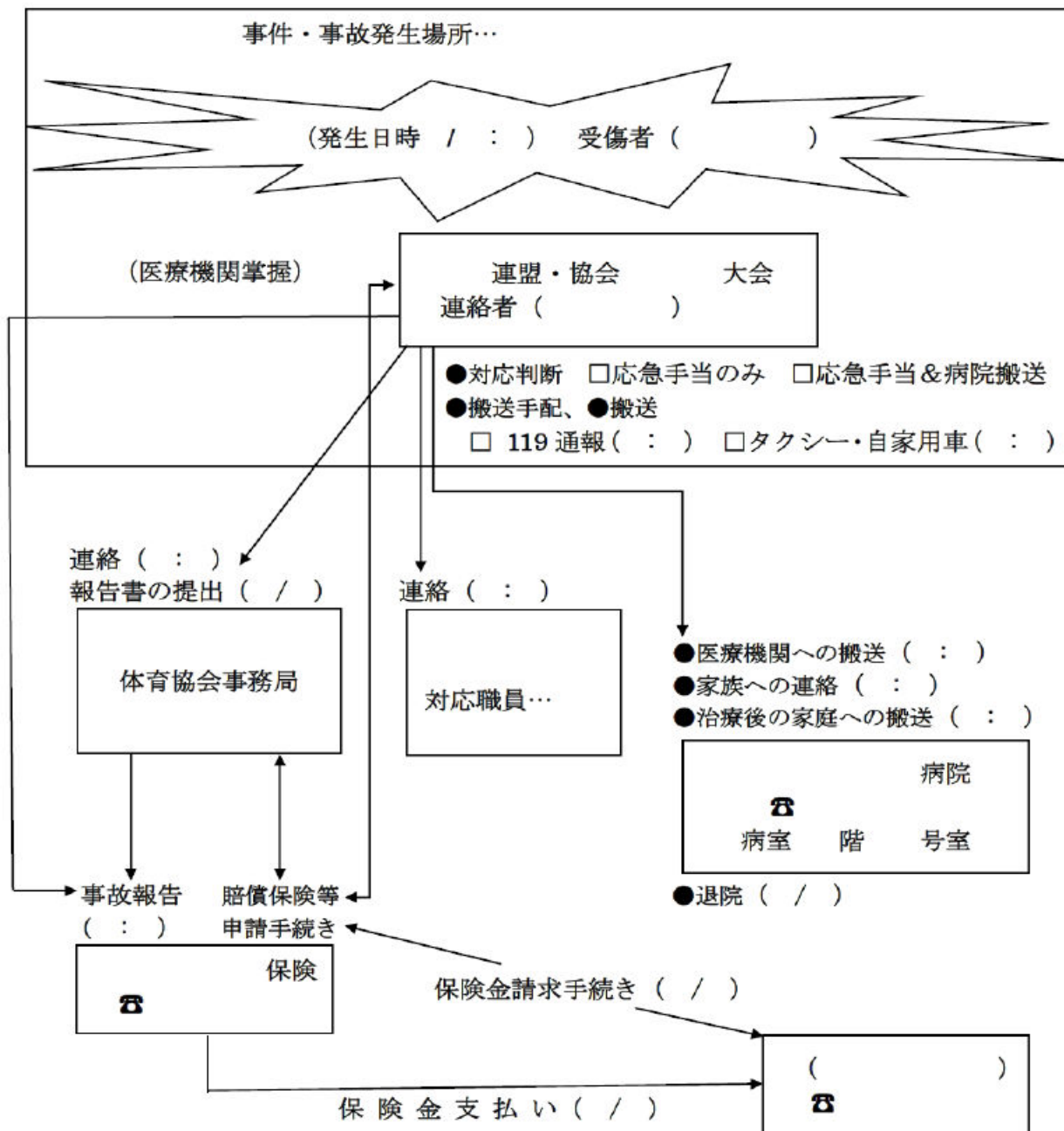
・事故等発生の状況

・応急処置（事故後の処置）

☆ 事故報告、賠償保険等申請手続き

- ・ スポーツカーニバル、リバーサイドウォーキング…事務局が対応
- ・ その他のイベント…加盟団体が対応

応急システム関連図（活用例を参考にご活用ください）



・事故等発生の状況

・応急処置（事故後の処置）

☆ 事故報告、賠償保険等申請手続き

- ・ スポーツカーニバル、リバーサイドウォーキング…事務局が対応
- ・ その他のイベント…加盟団体が対応

(別紙 1) 区内警察署管轄区域一覧

警察名	電話番号	所在地
千住警察署	03-3879-0110	足立区千住一丁目 38 番 1 号
管轄区域	千住橋戸町、千住 1～5 丁目、千住大川町、千住河原町、千住龍田町、千住仲町 千住中居町、千住柳町、千住寿町、千住曙町、千住旭町、千住東 1・2 丁目 千住桜木 1・2 丁目、千住緑町 1～3 丁目、千住宮元町、千住元町、千住関屋町 日ノ出町、柳原 1・2 丁目	
西新井警察署	03-3852-0110	足立区西新井栄町一丁目 16 番 1 号
管轄区域	梅田 1～8 丁目、梅島 1～3 丁目、本木 1・2 丁目、関原 1～3 丁目、本木東町 本木西町、本木南町、本木北町、西新井栄町 1～3 丁目、興野 1・2 丁目 西新井本町 1～5 丁目、扇 1～3 丁目、西新井 1～7 丁目、小台 1・2 丁目 宮城 1・2 丁目、江北 1～7 丁目、谷在家 1～3 丁目、堀之内 1・2 丁目 鹿浜 1～8 丁目、椿 1・2 丁目、新田 1～3 丁目、加賀 1・2 丁目 皿沼 1～3 丁目、栗原 1～4 丁目、島根 1～4 丁目、六月 1～3 丁目	
竹の塚警察署	03-3850-0110	足立区保木間一丁目 16 番 4 号
管轄区域	東保木間 1・2 丁目、東六月町、保木間 1～5 丁目、南花畑 1～5 丁目 花畑 1～8 丁目、竹の塚 1～7 丁目、西保木間 1～4 丁目、伊興 1～5 丁目 伊興本町 1・2 丁目、西伊興 1～4 丁目、西伊興町、西竹の塚 1・2 丁目 東伊興 1～4 丁目、入谷 1～9 丁目、入谷町、古千谷 1・2 丁目 古千谷本町 1～4 丁目、舎人 1～6 丁目、舎人公園、舎人町	
綾瀬警察署	03-3620-0110	足立区谷中四丁目 1 番 24 号
管轄区域	足立 1～4 丁目、中央本町 1～5 丁目、青井 1～6 丁目、弘道 1・2 丁目 西綾瀬 1～4 丁目、綾瀬 1～7 丁目、加平 1～3 丁目、東綾瀬 1～3 丁目 東和 1～5 丁目、中川 1～5 丁目、大谷田 1～5 丁目、佐野 1・2 丁目 辰沼 1・2 丁目、六木 1～4 丁目、北加平町、谷中 1～5 丁目、平野 1～3 丁目 一ツ家 1～4 丁目、西加平 1・2 丁目、六町 1～4 丁目、神明 1～3 丁目 神明南 1・2 丁目、保塚町	

(別紙2) 救急告示医療機関一覧表 (令和2年12月15日現在)

No.	名称	住所	電話番号
1	特定医療法人社団潤恵会 敬仁病院	足立区新田 2-18-6	03-3913-3106
2	医療法人社団哲仁会 井口病院	足立区千住 2-19	03-3881-2221
3	医療法人社団寿英会 内田病院	足立区千住 2-39	03-3888-7321
4	愛里病院	足立区千住東 1-20-12	03-3888-7721
5	医療法人社団心和会 足立共済病院	足立区柳原 1-36-8	03-3881-6116
6	社会福祉法人 勝楽堂病院	足立区千住柳町 5-1	03-3881-0137
7	医療法人財団健和会 柳原病院	足立区千住曙町 35-1	03-3882-1928
8	社会医療法人社団医善会 いずみ記念病院	足立区本木 1-3-7	03-5888-2111
9	博慈会記念総合病院	足立区鹿浜 5-11-1	03-3899-1311
10	医療法人社団成和会 西新井ハートセンター病院	足立区西新井本町 1-12-8	03-5838-0730
11	西新井病院	足立区西新井本町 1-12-12	03-5647-1700
12	医療法人社団けいせい会 東京北部病院	足立区江北 6-24-6	03-3854-3181
13	社会医療法人社団昭愛会 水野記念病院	足立区西新井 6-32-10	03-3898-8080
14	医療法人社団洪泳会 東京洪誠病院	足立区西新井栄町 1-17-25	03-5888-9880
15	医療法人社団苑田会 苑田第三病院	足立区伊興本町 2-5-10	03-5837-5111
16	医療法人社団俊和会 寺田病院	足立区扇 1-20-12	03-3898-5231
17	医療法人社団苑田会 苑田第一病院	足立区竹の塚 4-1-12	03-3850-5721
18	社会医療法人社団慈生会 等潤病院	足立区一ツ家 4-3-4	03-3850-8711
19	医療法人財団梅田病院	足立区梅田 7-1-2	03-3840-4511
20	医療法人社団大坪会 東和病院	足立区東和 4-7-10	03-3629-8111
21	医療法人社団日岩会 下井病院	足立区綾瀬 3-28-8	03-3620-8811
22	綾瀬循環器病院	足立区谷中 2-16-7	03-3605-2811
23	医療法人社団福寿会 福寿会足立東部病院	足立区梅島 2-35-16	03-3880-1221
24	医療法人社団福寿会 福寿会舎人病院	足立区谷在家 1-8-14	03-3854-4111
25	医療法人社団東京朝日会 あさひ病院	足立区平野 1-2-3	03-5242-5800
26	医療法人社団忠医会 大高病院	足立区島根 3-17-8	03-5856-7319
27	あやせ循環器リハビリ病院	足立区谷中 3-12-10	03-3605-2831

東京都福祉保健局ホームページ(救急医療機関一覧)より抜粋